

官公庁施設における受動喫煙対策実施状況

1 県施設における受動喫煙対策実施状況（令和6年度調査）

(1) 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策

原則敷地内禁煙とされた行政機関、学校、病院等(第一種施設)

部局名		総施設数	敷地内禁煙		屋内禁煙		その他※	
			施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
県 庁		1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
県 庁 以 外	知事部局	117	67	57.3%	50	42.7%	0	0.0%
	企業局	13	6	46.2%	7	53.8%	0	0.0%
	病院局	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	教育委員会	163	163	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	公安委員会	50	15	30.0%	35	70.0%	0	0.0%
合計		349	257	73.6%	92	26.4%	0	0.0%

原則屋内禁煙とされた研究所、議会棟、その他公園等の県有施設等（第二種施設）

部局名		総施設数	敷地内禁煙		屋内禁煙		その他※	
			施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
県 庁 以 外	知事部局	120	32	26.7%	54	45.0%	34	28.3%
	企業局	36	13	36.1%	22	61.1%	1	2.8%
	教育委員会	17	6	35.3%	11	64.7%	0	0.0%
	議会事務局	1	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%
合計		174	51	29.3%	87	50.0%	36	20.7%

- (注) ※その他には、基準を満たす喫煙室を設置している場合や敷地内に建物がない場合を計上している。
- 1 同一機関が支所等により、複数の場所で個別に施設を管理している場合は、それぞれの状況について計上している。
- 2 複数の機関が同一の建物に入っている場合（合同庁舎等）は、その土地・建物の管理を所掌する機関の回答を施設の状況として計上している。
- 3 民間施設等の一部に県施設がある場合は、県が管理する区域のみを敷地内として計上している。

(2) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例に基づく受動喫煙対策実施状況

千葉市内の行政機関の庁舎

部局名		総施設数	敷地内禁煙	
			施設数	割合
県 庁		1	1	100.0%
県 庁 以 外	知事部局	24	23	95.8%
	企業局	4	4	100.0%
	公安委員会	12	12	100.0%
合計		41	40	97.6%

2 市町村施設における受動喫煙対策実施状況（令和6年度調査）

施設種別の受動喫煙対策実施状況（全54市町村）

施設種別	総施設数	敷地内禁煙		屋内禁煙		その他※	
		施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
市町村庁舎	359	264	73.5%	95	26.5%	0	0.0%
保健センター	102	91	89.2%	11	10.8%	0	0.0%
学校	1,179	1,167	99.0%	12	1.0%	0	0.0%
保育所・児童館	804	803	99.9%	1	0.1%	0	0.0%
図書館	132	115	87.1%	17	12.9%	0	0.0%
体育館	157	97	61.8%	60	38.2%	0	0.0%
公民館	290	213	73.4%	76	26.2%	1	0.3%
その他(建物あり)	2,951	1,869	63.3%	1,051	35.6%	12	0.4%
その他(建物なし)	7,027	3,248	46.2%	0	0.0%	3,777	53.7%
合計	13,001	7,867	60.5%	1,323	10.2%	3,790	29.2%

（注） ※その他には、基準を満たす喫煙室を設置している場合や敷地内に建物がない場合を計上している。

- 1 敷地内禁煙施設割合（％）＝（敷地内禁煙施設数/総施設数）×100
- 2 同一機関が支所等により複数の場所に分かれている場合は、それぞれの状況について計上している。
- 3 民間施設等の一部に市町村施設がある場合は、市町村が管理する区域を敷地内として計上している。
- 4 公園等の屋外施設であって敷地内に建物（レストラン・売店・体育館等。ただし簡易な休憩所やトイレ等は除く。）がある施設について、これらの建物の対策を当該施設の対策として計上している。なお、同一敷地内に対策が異なる複数の建物がある場合は、最も対策が遅れている建物の状況を当該施設の対策として計上している。